

唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）



令和2年3月

唐津市教育委員会

唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）

目次

第1章 計画の概要

1 基本方針	1
2 背景	1
3 前計画の取組・成果	2
4 計画の期間	2

第2章 子ども読書活動推進のための具体的な取組

1 家庭における読書活動の推進	3
ブックスタート事業	3
絵本とこんにちは事業	3
2 図書館における読書活動の推進	4
3 公民館における読書活動の推進	6
4 学校における読書活動の推進	7
5 幼稚園・保育所などにおける読書活動の推進	8
6 子ども読書活動推進のための啓発・広報の推進	8

《用語解説》

《参考：読書活動に関するアンケート結果》

《資料》

第1章 計画の概要

1 基本方針

唐津市は、「生きる力に満ちた人をはぐくむ」ために、子どもたちの読書活動の推進に取り組めます。

- ・子どもたちが、いつでも、どこでも読書に親しめる環境を整備します。
- ・成長に応じた読書のきっかけづくり、生きる力や読書の喜び、豊かな感受性や、コミュニケーション力を高める読書活動を推進します。
- ・子どもの自主的な読書活動を推進するため、学校、家庭、地域社会が互いに連携し、読書活動に関する普及、啓発に努めます。

2 背景

読書は、子どもにとって、広い世界を知り、自分自身の考えを確かめ、高め、想像力を豊かなものにします。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることにつながります。情報化社会の発達で、利便性が向上した半面、テレビ、インターネットなどの様々な情報メディアの普及や子どもの生活環境の変化などにより子どもの文字・活字離れが懸念されています。

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律）であり、社会全体で推進することが重要です。

国は、子どもの読書活動を推進するため、平成12年を「子ども読書年」と定め、同年5月には「国際子ども図書館」を開館しました。平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定されました。その後改定を重ねながら、これまでの成果や課題、諸情勢の変化などを検証し、平成30年4月第四次基本計画が策定されました。

3 前計画の取組・成果

唐津市においても、子どもたちが、いつでも、どこでも読書に親しめる環境の整備を目標に、平成25年度「唐津市子ども読書活動推進計画」（第2次）を策定しました。

子どもたちが小学生、中学生と学校段階が進むにつれて読書をしなくなる傾向は変わっていません。学校における一斉読書活動^{*1}の普及は見られるものの、図書館における子どもの利用は年々減少しています。

そのような状況の中、平成28年7月から子どもコーナーの平日の開館時間を1時間延長しました。仕事帰りに利用できると保護者や保育・教育関係の方々に好評です。

平成30年9月からは「ブックスタート事業」^{*2}に続く「絵本とこんにちは事業」^{*3}を開始し、多くの親子にたいへん喜ばれています。

また、同年11月には「えほんのマルシェ in 肥前」^{*4}を開催し、地域でのイベントに職員が出向きました。読書に親しめる環境整備のなお一層の充実を進めています。

4 計画の期間

令和2年度からおおむね5年間とします。なお、社会情勢や唐津市教育の基本方針などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。



【えほんのマルシェ in 肥前】



【絵本とこんにちは】

※1 一斉読書活動

朝の授業が始まる前などに、全校で一斉に本を読む活動。

※2 ブックスタート事業

絵本をとおして親子でふれあうことの大切さを伝える運動。1992年イギリスから始まった。唐津市では、平成21年度から乳幼児健診時などにブックスタートパックを手渡している。

※3 絵本とこんにちは事業

ブックスタート事業に続くセカンドブック事業。子どもの読書活動のさらなる充実と推進を行うもの。保育所などの施設をとおして絵本をプレゼントする。

※4 えほんのマルシェ in 肥前

肥前町の産業祭である「肥前いろは祭」に職員が絵本とともに出向き、絵本の展示や読み聞かせなどを行う。

第2章 子ども読書推進のための具体的な取組

1 家庭における読書活動の推進

家庭においては、子どもが多くの本と出会い、読書の楽しみを体験し、家族をはじめ親しい人々とその喜びを分かち合うことのできる機会をもつことが大切です。

	重点施策	具体的取組	
1	ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターで実施される乳幼児相談時に心ふれあう子育ての応援としてブックスタートパックを手渡す ・近代図書館での0歳児向けのおはなし会（ぴよぴよおはなし会）の実施 ・赤ちゃん絵本の充実 	図書館
2	絵本とこんにちは事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所などに協力を依頼し、施設を通じて絵本を配付 ・未就園児に対しては、図書館から案内を送り絵本を配付 	



【ブックスタートパック】

3冊のうち1冊を選べます



【0歳児向けおはなし会】



【絵本とこんにちは】

5冊のうち1冊を選べます



【贈呈式での峰市長による読み聞かせ】

2 図書館における読書活動の推進

子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができるなど、本との出会いの場である図書館は、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や読み聞かせなどのサービスの提供が求められています。また、子どもが求める本、資料、情報が容易に入手できるように、サービスの充実が必要とされています。

	重点施策	具体的取組	
1	児童書の選定・収集	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い本の選定・収集 ・乳幼児から中学生までの各年齢層に対応した本の選定・収集 ・YA^{※5}（中高生）図書の充実 ・関心の多様化に応じた本を幅広く選定・収集 	図書館
2	テーマ展示	<ul style="list-style-type: none"> ・季節やテーマ、作家などの特集を企画し展示、貸出 	
3	おはなし会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体と協働で絵本の読み聞かせ ・0歳児向けのおはなし会（びよびよおはなし会） 	
4	出張おはなし会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、保育所などからの依頼で司書が指定の場所に出向き、おはなし会やブックトーク^{※6}を行う 	
5	図書館見学の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、小学校などからの「図書館見学」を受け入れて図書館を身近に感じてもらおう 	
6	職場体験の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験やインターンシップ（就業体験）を受け入れて図書館への理解を深めてもらう 	

※5 YA（ワイ・エー、Young Adult）
ヤングアダルトの略。小学校高学年から高校生までを対象としている。

※6 ブックトーク
あるテーマに沿って何冊かの本を順に紹介し、読書への興味を持たせる方法、技術。

7	団体貸出 ^{※7}	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所などの団体への貸出 ・団体貸出の利用の拡大 ・Kinto もあブック^{※8}の整備 	図書館
8	講演会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・読書推進に関する講演会の開催 ・図書館や幼稚園、保育所、学校などで活動するボランティアの養成講座を開催し、人材を育成 	
9	イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの日、夏のおはなし会、クリスマス会などに絵本の読み聞かせや人形劇などのイベントをとおして読書への啓発活動を行う 	
10	「子ども読書の日」 ^{※9} （こどもの読書週間）「読書週間」の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館における「こどもの読書週間」「読書週間」の関連事業の実施 ・ポスター、ちらしなどの活用 ・関連コーナーの設置 ・行政放送、ホームページでの広報活動 	
11	子ども読書に関する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館ホームページ^{※10}の充実 ・広域ネットワークによる連携 ・子ども読書活動推進ホームページ^{※11}の活用 	
12	ハンディキャップのある子どもの読書活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館見学の受入 ・さわる絵本などの収集 ・子どもの障がいに対応したサービスの向上 	



【図書館見学での絵本読み】



【毎週土曜日のおはなし会】



【点字つきさわる絵本】

※7 団体貸出

学校や企業などの団体への貸出。

※8 Kinto（キント）もあブック

調べ学習や朝読書の充実のための学習支援用の図書セット。朝読書用読み本セットと教科書掲載の関連本を中心としたセットがある。

※9 子ども読書の日

2001年12月に制定。文部科学省が実施。子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的としている。

※10 図書館ホームページ

<http://www.city.karatsu.lg.jp/kyoiku/toshokan/index.html>

※11 子ども読書活動推進ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/

3 公民館における読書活動の推進

公民館は、生涯学習の拠点であり、子どもの健やかな成長を目的とした誰もが利用できる施設です。これらの地域の施設では、子どもが本と出会い楽しむことができるような環境整備に努め、読書活動の普及・啓発に努めていくことが求められます。

	重点施策	具体的取組	
1	読み聞かせ	・放課後子ども教室推進事業などによる読み聞かせの実施	公民館
2	団体貸出	・図書館からの団体貸出の活用	
3	ボランティア	・ボランティアによる読み聞かせの実施	
4	広報	・「公民館だより」の活用	



【呼子公民館の様子】



【巖木公民館の様子】

4 学校における読書活動の推進

毎年行われている学校図書館読書調査における不読者数は、増加の傾向にあります。そのため、唐津市の学校では、多くの小学校・中学校において全校一斉の読書活動（朝読書）などが実施されています。読書の重要性について職員が共通理解をもち計画的に取り組むべき課題であると認識することが必要です。

	重点施策	具体的取組	
1	学校図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料の充実 ・ 明るく落ち着いた学校図書館の環境整備 ・ 図書館、各学校図書館との連携 ・ 蔵書管理の電算化 	学校
2	読書指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一斉読書活動や読み聞かせなど読書活動の充実 ・ 読書指導の計画的な取組 ・ N I E (Newspaper In Education) ※¹²の活用 ・ 図書資料を活用した授業の推進 ・ 読書感想文の取組を啓発 	
3	読書活動ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、図書館、読書活動ボランティアとのネットワークの構築 ・ 読み聞かせなど地域人材活用の推進 ・ 読書活動に関する啓発活動の支援 	
4	施設見学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館を知るための図書館見学の実施 	
5	職場体験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館への職業体験の実施 	



【湊小学校図書室の様子】

※12 N I E (エヌ・アイ・イー、Newspaper In Education)
学校などで新聞を教材にして勉強する学習。

5 幼稚園・保育所などにおける活動の推進

読書の楽しさと出会うためには、早い時期から本と触れ合う習慣づくりが大切です。幼稚園や保育所でも読書に関する活動が行われており、ほとんどの幼稚園・保育所では毎日読み聞かせが行われています。

	重点施策	具体的取組	
1	本に親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本コーナーの充実 ・読み聞かせの推進 	幼稚園 保育所 など
2	保護者への普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「園便り」などによる絵本の紹介 	

6 子ども読書活動推進のための啓発・広報の推進

子どもの読書活動が生活の中に定着していくためには、家庭、地域、学校が一体となった取組が重要です。そのためには、家庭、学校や幼稚園の教職員、保育士、ボランティアの協力が不可欠です。子どもたちが本への関心を持ち、読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わるこれらの人たちが児童書に関する専門知識と読み聞かせなどの技能を身に付け、読書活動の理解を深めることが必要です。

	重点施策	具体的取組
1	図書館、学校、幼稚園、公民館図書室などとの連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・読書に関する講演会・講習会 ・図書館と学校、公民館、読書グループなどとの情報交流の促進 ・団体文庫の利用促進の広報 ・図書館と学校などとの連携事業
2	子どもの読書活動を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動に携わる人たちのための研修 ・図書館職員や学校図書館職員、教職員、保育士などの能力向上のための研修
3	県立図書館との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ講座の活用 ・読み聞かせノート・読書ノートの活用 ・読書支援図書や調べ学習用図書のセット貸出の活用

用語解説(五十音順)

※ **一斉読書**

朝の授業が始まる前などに、全校で一斉に本を読む活動。

※ **NIE (エヌ・アイ・イー、Newspaper In Education)**

学校などで新聞を教材にして勉強する学習。

※ **絵本とこんにちは事業**

ブックスタート事業に続くセカンドブック事業。子どもの読書活動のさらなる充実と推進を行うもの。

保育所などの施設をとおして絵本をプレゼントする。

※ **えほんのマルシェ in 肥前**

肥前町の産業祭である「肥前いろは祭」に職員が絵本とともに出向き、絵本の展示や読み聞かせなどを行う。

※ **Kinto (キント) もあブック**

調べ学習や朝読書の充実のための学習支援用の図書セット。朝読書用読み本セットと教科書掲載の関連本を中心としたセットがある。

※ **子ども読書の日**

2001年12月に制定。文部科学省が実施。子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的としている。

※ **子ども読書活動推進ホームページ**

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/

※ **団体貸出**

学校や企業などの団体への貸出。

※ **図書館ホームページ**

<http://www.city.karatsu.lg.jp/kyoiku/toshokan/index.html>

※ **ブックスタート事業**

絵本をとおして親子でふれあうことの大切さを伝える運動。1992年イギリスから始まった。唐津市では、平成21年度から乳幼児健診時などにブックスタートパックを手渡している。

※ **ブックトーク**

あるテーマに沿って何冊かの本を順に紹介し、読書への興味を持たせる方法、技術。

※ **YA (ワイ・エー、Young Adult)**

ヤングアダルトの略。小学校高学年から高校生までを対象としている。

参考：読書活動に関するアンケート結果

「本をどのくらい読んだか」「本を読んだ後の行動」「本屋・学校図書館・公共図書館・本について」などを調べるため、読書活動に関するアンケートを実施し、平成25年に行ったアンケート調査結果と比較しました。

調査方法は、小学校・中学校は、唐津市を8地区に分け、小学校2年生・5年生、中学2年生から各1クラスに、幼稚園・保育所も地区を考慮し、施設と5才児の保護者に、公民館は各市民センター公民館と旧市内公民館に、それぞれお願いしました。

読書活動（児童生徒の回答より）

1. 読書が好き、どちらかといえば好きと答えた人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	85.7%	75.1%	55.6%
平成31年	91.3%	70.6%	50.4%

2. 1か月に10冊以上本を読んだ人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	47.9%	33.5%	12.0%
平成31年	45.4%	37.0%	7.6%

3. 1か月間に1冊も本を読まなかった人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	3.2%	1.6%	15.0%
平成31年	2.0%	6.2%	22.9%

4. 読んだ本のことを家族に話す人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	44.5%	20.1%	9.1%
平成31年	44.2%	24.8%	11.9%

5. 読んだ本のことを友人に話す人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	29.2%	41.7%	45.6%
平成31年	27.2%	24.8%	34.6%

6. テレビなどをみたことがきっかけで本を読んだことがある人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	56.5%	51.2%	38.9%
平成31年	55.1%	46.4%	33.1%

7. 毎日インターネットを利用する人の割合

	小2	小5	中2
平成25年	5.8%	7.6%	20.7%
平成31年	10.7%	33.6%	65.3%

啓発・広報活動（施設の回答より）

1. 読み聞かせを行っていると感じた施設の割合

	小学校	中学校	幼稚園	認定 こども園	保育所
平成25年	64.3%	12.5%	100.0%	-	100.0%
平成31年	81.8%	54.5%	100.0%	100.0%	100.0%

2. 保護者・地域に向けた読書活動をしている施設の割合

	小学校	中学校	幼稚園	認定 こども園	保育所	公民館
平成25年	76.9%	25.0%	100.0%	-	100.0%	26.1%
平成31年	72.7%	36.4%	100.0%	100.0%	70.0%	33.3%

アンケート調査結果

幼稚園・保育所ではほとんど毎日のように絵本の読み聞かせがあります。小学校・中学校でも一斉読書が行われています。特に中学校で読み聞かせが行われている割合が増えています。本を好きだと思っ子どもたちが、小学2年生では増えています。その一方、小学5年生・中学生では、減少しています。読書後に小学2年生の約半分は家族に話していますが、学年が上がると友人に話す割合が増えています。テレビからの情報が読書のきっかけになるかは、前回と比べあまり変化はありません。その一方、インターネットの普及が著しく前回と比較するとどの学年も利用の割合が増えています。

早い時期からの読書が大切であり、成長する子どもを取り巻く環境、読書環境を作っていくことが重要です。

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）

発行年月 令和 年 月

発 行 唐津市近代図書館

住 所 〒847-0816 佐賀県唐津市新興町 23 番地

電話番号 0955-72-3467

ファクス番号 0955-72-3523

メー ル tosyokan@karatsu-city.jp

U R L <https://www.city.karatsu.lg.jp/kyoiku/toshokan/index.html>